平成２２年（フ）第１４２３号
大阪府富田林市東板持町１丁目11番９号
債務者　泉　　太一
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５３１号
堺市堺区北清水町１丁３番３号　Ａ―11
債務者　菖蒲　益男
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５４１号
大阪府高石市綾園６丁目３番16号、前住所大阪府和泉市伏屋町５丁目９番１―109号
債務者　泉本電機製作所こと　泉本　　功
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５４２号
大阪府高石市綾園６丁目３番16号、前住所大阪府和泉市伏屋町５丁目９番１―109号
債務者　泉本よし子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５５０号
堺市中区深阪487番地１　メヌエットⅡ203号
債務者　厚地　里香
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５８７号
堺市中区福田1037番地
債務者　加柴　正信
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５９４号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目１番６号
債務者　小西　一正
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５９８号
大阪府河内長野市南花台３丁目５番46―501号、前住所大阪府柏原市法善寺４丁目450番地の１
債務者　大橋美智代
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６８０号
大阪府松原市柴垣１丁目23番23号
債務者　箕浦つや子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
岩手県久慈市湊町第15地割32番地１
債務者　兼田　康彦
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第３１５号
釧路市昭和町２丁目16番13号
債務者　島野　松江
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続終結

平成２２年（フ）第４４０号
栃木県那須烏山市曲畑292番地１
破産者　岩間　陽子
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８号
栃木県大田原市美原１丁目２番19号、破産手続開始決定時の住所栃木県大田原市末広３丁目2834番地５
破産者　川上　正浩
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２０年（フ）第９４７号
東京都国立市東１丁目１番地の28
破産者　株式会社マルユー建築研究所
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第９４８号
東京都国立市北１―１―17、住民票上の住所東京都武蔵村山市伊奈平１丁目58番地の12
破産者　髙木　一彦
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５３６号
東京都多摩市落合３丁目２番地４―105
破産者　川藤　惠三
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８６号
岐阜県羽島市下中町石田50番地
破産者　河合　美好
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６３号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷栃尾339番地の47
破産者　有限会社高野建設
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所高山支部破産係